

〈史料紹介〉

赤間硯の史料

吉 積 久 年

赤間硯は、今日も山口県指定無形文化財「赤間硯」の技術保持者堀尾信夫氏（下関市）らによって連綿として

制作され続け、日本伝統工芸のひとつとして認知されているが、その由来や歴史については意外に手が届いていないというのが正直なところであろう。それは史料が大変乏しいからである。「天下一」を称えた硯司大森家に伝わったとされる古文書は、この前の戦災で家もろとも焼失しており、その後廃業している。『下関市史』（藩制―市制施行編、平成二十一年発行、六四九―六五二頁）や『山陽町史』（昭和五十九年発行、四一二・四一三頁）

などの自治体史も一応触れてはいるが、食い足りなさは否定できない。

伝世品として、文化財の指定を受けているものがある。山口県指定有形文化財（歴史資料）で旧萩藩主毛利家に伝わる「毛利輝元関係資料」（毛利博物館蔵）の中のひとつに毛利輝元（一五五三―一六二五）所用と伝える硯箱があり、裏に「天下一 赤間関住大森土佐守 頼澄」の刻銘を持つ鋏形の硯（縦一五・六cm、横八・一cm、高さ一・五cm）がそれである。だが、基本的には消耗品であってみれば、伝世品も多くはないというのが現状で

ある。ただし、下関市立長府博物館には数点の伝世品が収蔵されている。

その一方で、近日、全国各地の発掘調査現場で少なからず赤間硯が見出され、往時はいかに全国的に流通していたかが立証されてきている。

伝世品、発掘品を問わず、赤間硯の銘に注目して制作年代等を考察した論稿に岩崎仁志「近世赤間硯の銘について」『山口考古』第二五号、平成十七年七月、山口考古学会発行）がある。

このような状況に鑑み、筆者は文献史料の探索と收拾を心がけることにした。十分に渉猟し、收拾しきったつもりは毛頭なく、まだまとまりがない状況にあるが、中間報告の意味でここに紹介しておくものである。

紹介する史料は、いずれも筆者が籍を置く山口県文書館に架蔵のものである。文書群ごとには、萩藩藩政史料群である毛利家文庫、萩藩の支藩徳山藩の藩政史料群である徳山毛利家文庫、そして諸家文書の三つに大別され

る。

内容的には、萩藩の支藩になる長府藩領赤間関の西、萩藩領の伊崎新地（今浦開作ともいい吉田宰判に属した）の振興策として赤間関の硯屋が当該地へ進出するにあたり、赤間関の硯屋同様、原石の調達について吉田宰判の厚狭からの提供が不可欠として周旋し、実現に至った経緯を示す一連のもの。つぎには、古今にわたり、萩及び徳山の両藩で幕府御用など広く公用に供されていた様子を示す一連の史料。そして、珍しい硯屋の引き札。

①から⑫は毛利家文庫の中のもので、さらに①から⑦は一括りの史料群で、その包紙には「赤間関伊崎硯屋弼兵衛へ於吉田宰判荒石買得被差免候事 明和九辰九月」〔遠用物・近世後期一九八（二一六の九七）と書かれる。①は、硯の原石調達先の探索に関わる萩藩当職裏判役の吉田宰判代官充ての覚であるが、すでにこれは翻刻済みである。すなわち、御書付其外後規要集の中のものにと

して『山口県史料 近世編 法制下』（昭和五十二年、当館編集発行）一九七・一九八頁に掲載されている。件名は、「厚狭郡赤川村硯石赤間関え送りの事」とある。

あえて今回ここに紹介し直すのは、本件が原書に最も近い可能性があるためである。使用語句について異同が認められるほかに、後規要集には原本も含め「来夏」と表記されるが、本件では明らかに「去夏」と表記されており、異同が見えることによる。したがって、豊前門司からの原石調達が始まったのが、元文四年（一七三九）のことになる。

②も①と同じく原石調達先に関する蔵元兩人役の吉田宰判代官充て連署状で、調達先が厚狭郡の稲倉（当時は厚狭村、現山陽小野田市）の山以外にも移り、近年は又同郡内山郷の六田・赤川（当時は厚狭村）からも掘り出されており、乱掘を戒め、三〇年前、大森土佐守に認可された山だけに限るという内容になっており、このことは逆に、硯の生産が盛んであったことを想像させる。

なお、現在の原石採掘は、宇部市万倉岩滝で行われている。

③から⑦は、明和九年（一七七二）のこと、萩藩が吉田宰判下においた伊崎新地において、新たに硯屋を開業せんとしたいいわゆる赤間関の大森助（介）左衛門の弟子硯屋弥兵衛が、その原石（「荒石」）の調達先を吉田宰判（小倉藤兵衛が当時の代官）の厚狭、山川に求め、懇願し、地元との調整を十分に果たした上で九月朔日許可されるに至る経緯を物語る。④に地元として山川・山野井・鴨庄の各村庄屋が承諾の署名をしている。①と②の史料は、③から⑦と一括されることから伊崎新地への誘致に当たって、言上実現の後盾として使用されたものと考えられる。

そして、伊崎新地に関わる史料には⑧と⑨もある。⑧は差出が、③と同じ岡本作千代。伊崎新地に関する③から⑦を含む一連の史料群の中に、明和九年三月の同人による「御願申上候事」という史料（遠用物・近世後期一

九八（一一六の九三）があつて、それによると唐物問屋兼生葉屋をこの地で行っており、新地への同じ新規参入者仲間であることがわかる。安永二年（一七七三）、唐物問屋と生葉屋、硯屋の多角的新規開業をなすに当たつての新たな資金、銀一五貫目の調達を無心したものの。

⑨は、伊崎新地で取り立てられた硯屋久左衛門が「日増しに繁昌」する中で、商店を兼ねた居宅及びこれに付属する蔵と二〇竈を擁する二階建ての貸家を普請するに当たり、これも資金の一部、銀二〇貫目の無心をした史料で新地の振興振りを窺わせる。商売の向きは、子息に「硯其外石細工」を開業させるとの文言が見える。なお、十一月の同人申上候覚（遠用物・近世後期七八五（九の四））によると、硯屋久左衛門は線香商人の肩書きを持つ。また、当該史料には「酉」としか書かれていないが、これを含む一袋入りの史料群の袋には、「明和二酉年伊崎御開作絵図壹枚・八幡方申出梅屋且硯屋願書」とあつ

て、伊崎新地開作途中の明和二年（一七六五）の史料であることがわかる。

以上、伊崎新地に赤間閨の硯屋が進出したことが分かるが、単に硯屋業の実況を知るだけではなく、新地の新開発の一端を垣間見せていることも大いに意義が見いだせるといえよう。

さらに、この新地に関する史料群には淡彩の伊崎新地開作図一枚（遠用物・近世後期一九四（三九の三九））があるが、硯屋の描き込みはない。なお、これらを包む包紙（同一九四（三九の一））書きに「伊崎御開作先々成立之仕法目論見被申出候様に梅屋吉左衛門へ申聞せ候控 明和八卯六月 八幡方へ書渡候事」とあり、明和八年（一七七二）時の絵図ということになる。加えて、約半世紀後の書き上げになる『防長風土注進案』の今浦開作の項目には、在住する諸職人の書き上げがあるが、硯屋の存在は認められない。

これらを総括するに、伊崎新地に硯屋誘致の企画は認

可されたものの、それが企画通り興行し得たかどうかについて、一考を要すると言わざるを得ないようである。

⑩と⑪は、本草学者で幕府編纂の『産物帳』などに携わった丹羽正伯（一六九一—一七五六）が、『産物帳』編纂の過程で赤間硯を使ってみたといふ所望し、二面調達したものの寸法違いがあるなどの失態があったという元文二年（一七三七）頃の話。田坂半左衛門は濃物方請渡検使、岡部一郎左衛門は産物方、そして児玉市之助は、萩藩の公儀人である。

なお、⑪によると、硯の製作に不可欠な砥石のことが顔を見せ、砥石の調達先が吉川（岩国）領とある。

⑫は「永田馬場御前様」御用の長州名物、櫛（船木櫛）や茶碗（萩焼）とともに赤間硯一〇面の江戸送りに関する史料で、贈答品として使われていたことを示す。因みに、これら三品は俳諧の手ほどき書『毛吹草』（松江重頼著、一六四五年刊）の長州名物の項にも並んで掲載が

ある。国司与三兵衛は江戸の当役、佐世主殿は萩の当職である。

⑬～⑰は、萩藩の支藩、徳山藩関係の史料（徳山毛利家文庫）で、同藩の諸御用に赤間硯が購入、調達されていたことを知ることができる。⑬～⑮は石のさまざまな種類と価格が明らかである。⑬⑭に出る小田真斎は、「譜録」（小田連、二六三）によれば、陳定とも称し「信斎」と表記されて当時は御茶道である。⑮においては彫り物の具体まで示され、硯司の大原数馬と大森土佐の名が記される。大森土佐は、「天下」の称号を許され、土佐守を受領した伝統を持つ赤間硯を代表する硯司である。大原数馬は、先記の岩崎論文には把握されているが、大森土佐守とは異なり、これまで文献上には顔を出していない硯司であり注目される。⑯では、江戸御用の品として「絵形」、つまり注文図を添えて発注し、赤間関の御用達商人播磨屋武右衛門が調達し、徳山へもたらされたことが記される。⑰も用途はわからないものの、「御手

本」を示し、赤間関を通行する奈古（現阿武町、当時は徳山藩領の飛び地）の船に調達を依頼して三面を購入している。石の種類や材質、そして価格までが明らかである。

⑬は、文書目録では「広告」と記されるが、引き札、つまり今日でいうチラシ広告のことである。縦二〇cm、横二七cmの墨一色刷の絵入りの素朴な引き札で、製作当時は大量に刷られたであろうが、それゆえに却ってこの種のものは残りにくいというのが現実であろう。赤間硯の引き札としては勿論、引き札そのものとしても貴重な史料といえる。硯以外の文具の書き上げも見られ、多角的に文具の販売を手がけていたことがわかる。そして、硯司、玉淵齋鎌田友堅の「根元仕入所」、つまり原石の供給者が同じ長州の厚狭駅（現山陽小野田市）村田屋利祐であることがわかり、鎌田友堅という硯司の名が新たに確認できると共に、原石の流通を考える上でも見捨てることできない。なお、塩田家は、萩藩士で郡奉

行所本締役や代官を務めた家柄で、当該史料には年紀はないが、塩田家文書二八六七点のうち「壬午（文政五年）内簡入り」（総計八一点）の中にみられる一点である。

なお、以下の史料中の括弧書きや点、読点は、筆者が付したものである。

① 覚

（端ウラ）
「吉田宰判硯荒石之事」

覚

一於赤間関前々より相調候硯石、近年迄は豊前国門司に有之分運上を指出取越来候処、去夏より右之石取候儀一向被差留候に付、硯細工不得仕、別而差湊令難儀候、右に付御方才判厚狭郡森広村に有之候硯石、嶋石計を差除、紫石並石之分、御了簡を以月別五駄程充御取せ被成被遣候は、相応之御運上差上可申之通御理申出候付、及御沙汰候処、右細工之儀は広重宝に相成

候儀、到只今差留候様にも難被仰付、地下にも段々詮議被仰付候処に森広村硯石之儀は御田地之支りに相成候付御取せ被成候様には不相成、右場所之外赤川村御百姓安右衛門抱稻倉之内東浴と申所畠頭之山に紫石有之候故、月別五駄程宛御取せ被成事候条、兼而赤間関八幡方兩人之相印御方才判所へ差出置、時々切懸差出、其締りを以取越候様に可被申付候、尤運上之儀は当年は月数も相立つ半途之儀に付、到来年沙汰被仰付候、右之趣赤間関へも別紙を以令沙汰候条、旁々得其意可有沙汰候、以上

寛保元酉

八月七日

栗(屋)勘兵衛

志賀平馬殿

(毛利家文庫・遠用物近世後期一九八(一一六の九八))

②吉田孫右衛門・檜崎五兵衛連署状

赤間硯の史料(吉積)

(端ウラ)
「吉田宰判硯荒石之事」

簡

一筆致啓達候、赤間関硯石に相成候石、前方は豊前田ノ浦之石売買相成相調候処、三拾ヶ年程已前より右田之浦之石、小倉より被差留候付、御国内に而堀出相成候様にと其節方々相尋させ、御才判厚狭郡稻倉山に而宜硯石見当候に付、堀出之儀願出、稻倉村之内石出候山拾町、大森土佐へ堀出之儀差免、其外石出候山見立望出候は、可被差免由、其節御沙汰相成候由、然処近年厚狭郡之内山郷六田村・赤川村両所より硯出、堀出売買仕候由、右之通猥に堀出相成候而は御留山に相成居候、嶋石も出可申様相聞候間、大森へ先年被差免候山之外は堀出不仕様に御沙汰可被成候、右之趣に付而は大森方より願出候筋も御座候間、只今迄地下之參懸り委細申出候様に讃談被仰付候様子儀に御座候、為其如是御座候、恐惶謹言

宝曆十二年

十一月廿九日

吉田孫右衛門

此段偏に奉願候、已上

檜崎五兵衛書判

明和九年

氏家矢之助様

辰ノ六月

岡本作千代（印）

（毛利家文庫・遠用物近世後期一九八（一一六の九九））

作間喜右衛門様

安藤吉右衛門様

（毛利家文庫・遠用物近世後期一九八（一一六の一〇

③御願申上候事

（端ウラ）

「辰八月廿四日伺済」

御願申上候事

一当御才判之内只今迄硯屋無御座候処に、関硯屋大森助左衛門弟子硯屋弥兵衛と申者、何とそ於御才判内に硯商売仕らせ度段、内々助左衛門よりも相願候に付、此度当町へ硯石細工取立仕度奉存候、然処に近辺に而石取場無御座候故、差間居申候間、吉田御才判山川村御庄屋甚右衛門、於存内に追々石買得仕度奉存候間、於彼之地に石堀出し相成候様に御沙汰被仰付可被遣候、

④御尋に付申上候事

御尋に付申上候事

伊崎於御開作、硯屋弥兵衛と申者、硯商売此度願出候由、然処に近辺に石取場無御座差間罷居候由、依之山川村に有之硯石買得此元御願出候由、掘出相成候而も於地下支り之儀は無御座哉、讃談仕させ、委細申出候様にとの御事に而其沙汰仕度候、私共存内一向支り之儀無御座段、申出に御座候間、此辻を以被成御沙汰可被下候、已上

明和九辰ノ

七月

山川村庄屋

甚右衛門（印）

山野井村同

伊藤理右衛門（印）

鴨庄御預り地同

縄田理兵衛（印）

大庄屋

白野善兵衛殿

右前書之通申出候間、被成御沙汰可被遣候、已上

同日

大庄屋

白野善兵衛（印）

宮 権右衛門殿

（毛利家文庫・遠用物近世後期一九八（一一六の一〇

一一）

⑤小倉藤兵衛御用状

（端ウラ）

「三宅忠藏・岡左平次 小倉藤兵衛」

御手帑致啓返候、伊崎於御開作、硯屋弥兵衛と申者、宰判於山川村硯石買得仕度由、願出候付、被差免候而も地下障之儀は無御座候哉、致詮議申出候様先達而被仰下、致其沙汰候処、障無御座段、別紙之通申出候間、御沙汰可被下候、以上

八月九日

尚々、別帑弥兵衛より願書付忝通差返申候、以上

（毛利家文庫・遠用物近世後期一九八（一一六の一〇

一一）

⑥「免許沙汰」

（端ウラ）

「辰九月朔日此通に井上市佑へ書渡之」

赤間関

大森介左衛門弟子

硯屋弥兵衛

之通被差免候条、於御才判荒石買得之儀、地下にも締り能御沙汰候様にとの御事候、以上

九月朔日

岡左平次

右於伊崎硯商売仕せ度之由、岡本作千代より願之趣、尤

於吉田才判荒石買得之儀、旁申出之通被差免候条、何分

縮能御沙汰之事

能美吉右衛門

小倉藤兵衛様

（毛利家文庫・遠用物近世後期一九八（一一六の一〇四））

（毛利家文庫・遠用物近世後期一九八（一一六の一〇三））

⑦ 覚

覚

赤間関大森介左衛門

弟子

硯屋弥兵衛

右此度、於伊崎硯商売仕せ度之段、甚岡本作千代願之趣、尤於吉田才判荒石買得之儀、旁申出之通被差免候事、右

⑧ 御願申上候事

御願申上候事

一於伊崎御開作、唐物問屋并木薬屋硯見世取立仕度段、

先達而御願申上候処、御聞濟被成下御免被仰付、難有

仕合奉存候、右商売之儀、仕入余分之儀御座候上、家

藏諸道具等迄不残仕立取始度奉存候に付、去々年中御

銀拾五貫目御拝借被仰付被遣候様御願申上候処、是亦

御聞濟被成下、質物として差出次第御銀御貸下可被成下候段、被仰渡重々難有奉存候、然ル所□無人旁に付段々延引仕罷有候処、此節家藏等作事相成諸道具等迄不殘取揃候に付、近々藥種もの取下し仕度奉存候間、右之御銀御貸下被仰付被遣候様御願申上候事

一右質物之儀は伊崎にて私所持之家藏屋敷引屋等不殘質物可差上候間、御銀拾五貫目、月加詰五朱利にして十年之間、元銀居に御貸下被仰付被遣候様御願申上候、右之通何分宜相成、御沙汰可被遣候、奉願上候、以上

安永二年巳六月

岡本作千代（印）

作間喜右衛門様

窪井源左衛門様

（毛利家文庫・遠用物近世後期二六三五）

⑨乍恐御願申上候事

乍恐御願申上候事

赤間硯の史料（吉積）

伊崎御開作御取立被仰付、日増繁昌仕儀御座候、右に付私儀明地之内御免被仰付被遣候は、家作仕、商売仕度奉願上候、目論見之趣、左に一ツ書ヲ以申上候
一居宅藏并貸家式拾竈取立申度奉存候、尤居宅凡之差図別紙奉備高覽候、貸家之儀は町並同様見懸克二階建等にも仕度奉存候、右相応之所柄御免被仰付可被遣候事
一商売柄之儀は私子共之内壺人、先々以差置硯其外石細工手広仕、此先相応之御用之儀は乍憚御勝手にも相成候様調上可申候、猶当分より少々宛之質店にも差出并味噌・酢・醬油・糝室等取始申度奉存候

（中略）

右家建一卷、商売之諸道具等大銀之儀、凡四拾貫目および之積御座候、小身之私難及手遣難儀仕候、何卒御慈悲之上ヲ以、銀式拾貫目、利留にして御拝借被仰付被遣候は、其余之儀は作略仕、普請旁早速取懸度奉存候、御銀質物之儀は当御役所へ差上度奉存候、年賦調被仰付被遣候は、貸家賃求迄直様御役所差上ケ、

追々且納可申上候、前段御願申上候、廉々偏御慈悲ヲ
以御免被仰付被遣候は、猶繁昌之為にも相成可申と
奉存候間、幾重にも宜様奉願上候、以上

酉（明和二年）十月 硯屋久左衛門（印）

（毛利家文庫・遠用物近世後期七八五（九の三））

⑩ 田坂半左衛門書状

（包紙ウツ書）

「丹羽正伯老硯趣之事」

御札致拝見候、丹羽正伯老所望之硯式面出来仕候付、
御荷物便りを以被差登之通、大藏殿より主殿殿へ被仰
越候処、御荷物便にては及延引候故、此度之御飛脚便
を以被差登之由、道中様も無御座相達候付、早々被差
送候様致沙汰候、恐惶謹言

田坂半左衛門（花押）

□□□月廿六日

岡部一郎左衛門様

（毛利家文庫・遠用物近世後期一三二九）

⑪ 覚

丹羽正伯老へ持参仕候覚書左書記申候

覚

一 赤間関硯石大小式面、墨御摺せ御試被成候間、掘せ指
出候様にと先達而被仰聞候故、国元申越候処、国元役
人共寸法間違仕、御好より寸法小キ硯石式面、差越候
へ共先持参仕候事

一 砥石之儀荒キ砥は御入用に無御座候、濃砥剃刀掘合せ
候分、諸国に有之砥よりも国元に有之分宜と申ならは
し、脇々にも用ひ候、克砥に候者御好之寸法にして差
越候様国元へ申遣候処、右砥石出所之儀は家来吉川左
京へ預け置候所故、彼者方へ申遣候処、當時は諸国に
勝れ候砥石無御座候、請之先年左京より当御地へ差越

置候、砥石之内見合、先頃從彼者直に為持進上仕候
由、国元より申越候事

(中略)

(元文二年)閏十一月

松平大膳太夫内

児玉市之助

(毛利家文庫・遠用物近世後期 一三三〇)

佐(世)主殿様

(毛利家文庫・状控類二の三六、元禄十年)

⑬兩人衆手紙留・元禄八年十一月二十二日

十一月廿二日

一銀六匁定

はりまや權兵衛

但青石大硯石壺ッ代

⑫御用状控(国司与三兵衛書状控)
御札令拝見候、永田馬場御前様御用之赤間関御硯石十
面・御櫛五十具・御国作茶碗五十仕立被仰付、大坂迄
被指越、彼地よりは町便を以被指上せ、無別条令着候
付、井原勘右衛門方へ相渡させ申候、且又爰元御用之
御匂竈三つ、濃茶・薄茶茶碗共に式百九十六、是又、
右一同に大坂迄被指上せ、彼地より大廻り便を以差上
せ候様、被仰付之通令承知候、恐惶謹言

⑭万請取手紙留・元禄九年正月二十三日
正月廿三日
一銀四拾目定

(徳山毛利家文庫・御手紙控 一三)

右御用として下関にて被仰付候而受取申所如件、右之
硯石小田真斎受取申之通落つき、右代銀勘渡可仕之通、
谷忠右衛門・堀田茂太夫をく書、大多和弥兵へ当ル

六月

国(司)与三兵衛

一銀四拾目定

下関はりまや權兵衛

内

廿五匁

四重御硯壺組代

十五匁

御硯石五面代

但壺面三匁ッ、

右御用之御硯於下関に去冬より被仰付、相調、此度差

越申候、小田真斎受取、御前差上ケ申之通落着、印

判、右売上ケ状も代銀四拾目御払方有之、はりまや権

兵衛方へ可被相渡旨候、以上谷忠右衛門・堀田茂太夫

をく書、渋谷重左衛門に当ル

（徳山毛利家文庫・御手紙控一五）

⑮万請取手紙留・宝永四年八月五日

八月五日

一銀百七拾五匁六分

内

大原数馬

八拾六匁

黒石御書院硯石壺ッ代

三拾目

ほり物山水

紫石御書院硯壺ッ代

ほり物花籠

四拾三匁

紫石香炉壺ッ代

ほり物梅のすかし地紋付

八匁

青石ふんちん壺ッ代

ほり物菊の花籠

八匁六分

青石一重香箱壺ッ代

一同六拾目

大森土佐

紫石硯屏壺ッ代

右今度下ノ関より御取寄被成候石細工物、前書之六色

御居間御用に付而受取申候、以上、岡九助・大野又右

衛門・谷忠右衛門に当ル、右下ノ関石細工物御居間御

入用に付而被仰遣候処、彼地御用聞播磨屋権兵衛より

手遣を以数多差越、右之内に而直段旁御居間にて御究

させ御買せ被成、岡九助受取状之前候間、代銀右之辻

御払方可有之旨候、以上、大野又右衛門奥書之前、大

多和弥兵衛へ当ル

(徳山毛利家文庫・御手紙控三二)

之通、

大極上平沼田紫石

一御硯壹面代錢三百六拾文

上々青石

⑯御藏本日記・元文二年七月廿一日の条

一江戸御用之御硯石壹絵形を以、於赤間関買得被仰付候

付而彼地御用達播磨屋武右衛門方へ書状箱、平野浦甚

右衛門船便に指越候事

(徳山毛利家文庫・御藏本日記二五四)

一同壹面代同壹貫文

✂三面代目定錢貳貫三百六拾文

右之通代錢受取相済申候、以上

丑卯月十八日

御手洗屋新助

松原屋伝左衛門様

⑰御藏本日記・天明元年四月廿四日の条

一先達而被仰付候赤間関御硯三面、奈古通り船松原屋庄

兵衛船へ申付、御手本之通出来相有之候は、相調可申

出相無之候は、御手本之通相調せ可申通、於町奉行所

申付遣候処、此間右庄兵衛船罷帰候処、出来相無之に

付御手本之通相調候由にて御藏本へ差出候付直段旁左

(徳山毛利家文庫・御藏本日記五九三)

右之通、御買物方より差出候付、箱入にして□□一郎

兵衛へ兩人役より明日之月次便に書状相添差越候事

⑮長州厚狹駅村田屋利祐赤間閼硯広告（木版刷）

御硯

紫金石

斑石

島石

青石

鶉石

右古硯彫形可應御好候

硯屏 文鎮 筆架 印財^{（マ）} 肉入

墨臺 風鎮 軸類 盃 印籠

燭臺 薄端 水盆

其外御好次第相調申候

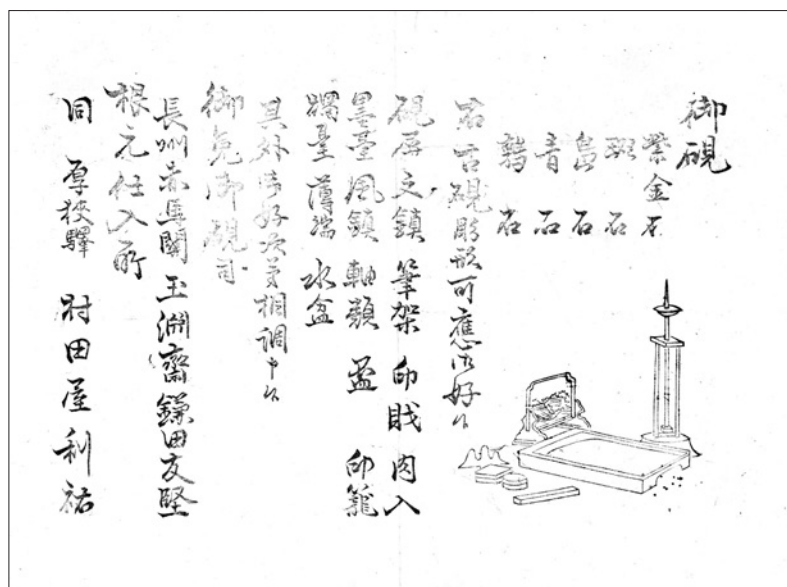
御免御硯司

長州赤馬關玉淵齋鎌田友堅

根元仕入所

同 厚狹驛 村田屋利祐

（塩田家文書一一七三）



史料⑮（塩田家文書）